

益田市教育委員会
障がい者活躍推進計画
(第2期)

令和5年3月

目 次

I 基本事項について	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の期間	
(3) 周知・公表	
II 障がい者雇用等の状況と目指す目標	2
1 障がい者雇用に関する課題	
2 教育委員会が目指す目標	
(1) 採用に関する目標	
(2) 定着に関する目標	
III 障がい者の活躍を推進する取組	3
1 障がい者の活躍を推進する体制の整備	
2 障がい者の活躍を推進するための職場環境の整備	
3 障がい者の活躍を推進するための職員の採用・育成等	
4 その他	

- | |
|--|
| <p>○ 「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で記載しています。</p> <p>○ 特に注記の無い限り、「職員」とは、益田市教育委員会が任命権者となっているすべての職種の職員を示します。</p> |
|--|

I 基本事項について

(1) 計画策定の趣旨

障がい者が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進める等、雇用の質を確保するための取組を確実に推進するため、令和元年に改正された障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者は、障がい者である職員の職業生活における活躍推進に向けた取組に関する計画（障害者活躍推進計画）を作成することとされました。

これを受け、本市教育委員会においては、全ての障がいのある職員が活躍できるよう教育委員会全体を挙げて取り組んでいくため、本市が策定した「安心いきいきプラン」に掲げる『障がいのある人もない人も個人の尊厳が重んじられ、地域の一員として安心して暮らせるまち』の実現を基本理念として、令和 2 年 3 月に「益田市教育委員会 障がい者活躍推進計画」を策定しました。

この度、計画期間である 3 年間が経過し、当該期間における実績や生じた課題を踏まえて、障がいのある職員の定着・活躍に向けた取組を一層推進することで、障がいのある職員を含めた職員一人ひとりにとって働きやすい職場づくり、そして障がい特性や個性に応じて能力を十分に発揮できる職場を目指すべく、本計画の改定を行うことといたしました。

(2) 計画の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間を計画期間とします。

(3) 計画の周知・公表

改定した本計画は、全ての職員に対して周知を行うとともに、市のホームページに掲載するなどの適切な方法で公表いたします。

Ⅱ 障がい者雇用における課題と目指す目標

1 教育委員会における障がい者雇用に関する課題

本市教育委員会においては、令和4年6月1日時点における法定雇用率を満たしている状況となっているが、市長部局との人事異動によっては法定雇用率が増減するため、教育委員会としても、障がい者の積極的な採用を実施する必要がある。異動によって入ってくる障がいを持つ職員及び雇用した障がい者の活躍を推進するための更なる体制整備に取り組み、実雇用率の確実な定着を図る必要がある。

2 教育委員会が目指す目標

(1) 採用に関する目標

毎年6月1日時点の実雇用率が法定雇用率を超えること。

【実雇用率】 令和4年6月1日時点 3.77%

(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率 2.21%

※令和5年度の法定雇用率は2.5%、令和6年度の法定雇用率2.7%となる見込み

(評価方法) 毎年任免状況通報により把握・進捗管理

(2) 定着に関する目標

任用された者において、任期の途中における離職とならないように支援する。

(評価方法) 毎年任免状況通報時に前年度との比較を行い、定着状況を把握。

Ⅲ 障がい者の活躍を推進する取組

1 障がい者の活躍を推進する体制の整備

- (ア) 障がい者雇用の推進体制として、計画実施における責任体制の明確化を図るため、障害者雇用推進者（教育総務課長）を設置するとともに、教育総務課を障がい者雇用及び障がい者の活躍推進に関する相談窓口と定める。
- (イ) 就労や健康管理に関する多様な相談が行えるよう外部関係機関（島根労働局、障がい者支援機関等）との連携を深めるとともに、それぞれに設置された相談窓口の周知に努め、不本意な離職に繋がらないよう積極的な利活用等を支援する。
- (ウ) 障がいのある職員を適切にサポートするため、教育総務課人事担当職員を必要に応じて島根労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2 障がい者の活躍を推進するための職場環境の整備

- (ア) 庁舎管理部署との連携のもと、職員一人ひとりの特性に配慮した執務室や作業場所の確保・整備を進める。
- (イ) 重要事項の伝達にあっては積極的にメモを活用するなど、障がいの特性に応じた事務の流れ・手法を取り入れる。
- (ウ) 障がいがある職員から要望があれば、作業マニュアルのカスタマイズ化、事務チェックリストの作成や作業手順の簡素化等の見直しを進め、事務負担の軽減を図る。

3 障がい者の活躍を推進するための職員の採用・育成等

- (ア) 職員の採用にあたっては、市長部局と密接に連携し、教育委員会としての障がい者法定雇用率を堅持することはもとより、一層の雇用拡大に向けた取組を進める。
- (イ) 職員のキャリア形成に資するよう各職務で求められる技能等を踏まえた職務選定を行うとともに、実務研修や向上研修など教育訓練の機会の確保を図る。
- (ウ) 年次有給休暇等の取得を促進し、多様で柔軟な働き方を支援する。
- (エ) 人事異動等による配置先の変更やその際の担任する事務の選定にあたっては、本人の特性や意向を踏まえるなど十分な配慮を行う。
- (オ) 人事評価の際の定期的な面談や日常の声掛け等を通じ、執務の状況や体調の把握に努める。
- (カ) 中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）についても、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。

4 その他

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

令和5年3月 策定

益田市教育委員会障がい者活躍推進計画
(第2期)

益田市教育委員会 教育総務課

〒698-8650 益田市常盤町1番1号

Tel 0856 - 31 - 0441 Fax 0856 - 24 - 1380

<http://www.city.masuda.lg.jp/>
